第四節　緊急事態における相互援助に関する手続

第十条　緊急事態における相互援助

1　各締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、特に迅速な相互援助を要請することができる。この条の規定に基づく要請には、他の必要な内容に加えて、緊急事態が存在すること及び要請している援助がそれにどのように関係するかを示す事実についての説明を含める。

2　要請を受ける締約国は、要請を電子的な形式で受け入れる。要請を受ける締約国は、当該要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

3　要請を受ける締約国は、要請を審査するため、補足的な情報を特に迅速に求めることができる。要請を行う締約国は、当該補足的な情報を特に迅速に提供する。

4　要請を受ける締約国は、緊急事態が存在し、かつ、相互援助のための他の要件が満たされたと認める場合には、特に迅速に要請に回答する。

5　各締約国は、相互援助の要請に回答する責任を有する自国の中央当局その他の当局の人員が、この条の規定に基づく要請に回答するために週七日かつ一日二十四時間利用可能であることを確保する。

6　要請を行う締約国及び要請を受ける締約国の相互援助について責任を有する中央当局その他の当局は、この条の規定に基づく要請の実施の結果又はその事前の写しを、当該要請に使用された経路とは別の経路により要請を行う締約国に提供することができることを合意により決定することができる。

7　相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在しない場合には、条約第二十七条2ｂ及び3から8まで並びに第二十八条2から4までの規定は、この条の規定について適用する。

8　7に規定する相互援助条約又は取極が存在する場合には、この条の規定は、これらの相互援助条約又は取極によって補足される。ただし、関係締約国がこれらの相互援助条約又は取極に代えて7に規定する条約の規定の一部又は全部を適用することを合意により決定する場合は、この限りでない。

9　各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、要請の送付を、直接自国の司法当局に対し、又は国際刑事警察機構の経路若しくは条約第三十五条の規定に基づいて設置されている自国の連絡部局を通じて行うこともできる旨を宣言することができる。この場合には、要請を行う締約国の中央当局を通じ、要請を受ける締約国の中央当局に対し、当該要請の写しを同時に送付する。要請が要請を受ける締約国の司法当局に直接送付された場合において、当該司法当局が当該要請を取り扱う権限を有していないときは、当該司法当局は、当該要請を自国の権限のある当局に委託し、要請を行う締約国に対し、その委託の事実を直接通報する。

第五節　適用可能な国際協定が存在しない場合の国際協力に関する手続

第十一条　ビデオ会議

1　要請を行う締約国は、証人又は専門家からビデオ会議により証言及び供述を取得することを要請することができるものとし、要請を受ける締約国は、これを認めることができる。要請を行う締約国及び要請を受ける締約国は、要請の実施について生ずる問題（該当する場合には、いずれの締約国が主宰するか、立ち会う当局及び人員、一方又は双方の締約国が証人又は専門家に特定の宣誓を行わせ、又は警告若しくは指示を与えるかどうか、証人又は専門家に対する質問の方法、証人又は専門家の権利を正当に確保する方法、特権又は免除の主張の取扱い、質問又は回答に対する異議の取扱い並びに一方又は双方の締約国が翻訳、通訳及び記録の役務を提供するかどうかを含む。）の解決を促進するために協議を行う。

2ａ　要請を受ける締約国及び要請を行う締約国の中央当局は、この条の規定の実施のために、直接相互に連絡する。要請を受ける締約国は、要請を電子的な形式で受け入れることができる。要請を受ける締約国は、当該要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

ｂ　要請を受ける締約国は、要請を実施せず、又はその実施を延期する場合には、要請を行う締約国に対し、その理由を通報する。条約第二十七条8の規定は、この条の規定について適用する。要請を受ける締約国がこの条の規定に従って課することができる他のいかなる条件にも影響を及ぼすことなく、条約第二十八条2から4までの規定は、この条の規定について適用する。

3　この条の規定に基づく援助を提供する要請を受ける締約国は、証言又は供述の提出を求められている者の立会いを得るよう努める。適当な場合には、要請を受ける締約国は、自国の法令の下で可能な範囲内で、証人又は専門家に自国において所定の日時及び場所に出頭することを強制するため、必要な措置をとることができる。

4　要請を受ける締約国の国内法令と両立しない場合を除くほか、要請を行う締約国が定めるビデオ会議の実施に関する手続は、遵守されるものとする。要請を受ける締約国の国内法令と両立しない場合又は要請を行う締約国が手続を定めていない場合には、要請を受ける締約国は、要請を行う締約国との合意により別段の決定を行う場合を除くほか、自国の国内法令に基づく手続を適用する。

5　要請を行う締約国の国内法令に基づく裁判権に影響を及ぼすことなく、証人又は専門家は、ビデオ会議の過程において次のいずれかの行為を行った場合には、要請を受ける締約国において、当該行為が要請を受ける締約国の国内手続において行われた場合と同様に制裁の対象となる。

ａ　要請を受ける締約国が自国の国内法令に従い当該証人又は専門家に真実を証言することを義務付けた場合において、故意に虚偽の供述をすること。

ｂ　要請を受ける締約国が自国の国内法令に従い当該証人又は専門家に証言を行うことを義務付けた場合において、証言を行うことを拒否すること。

ｃ　ビデオ会議の過程において、要請を受ける締約国の国内法令が禁止しているその他の違法な行為を行うこと。

6ａ　要請を受ける締約国は、要請を行う締約国との合意により別段の決定を行う場合を除くほか、この条の規定に基づく要請の実施に関連する全ての費用を負担する。ただし、次の費用については、この限りでない。

ｉ　鑑定人に支払う手数料

ii　翻訳、通訳及び記録に要する費用

iii　特別な費用

ｂ　要請を行う締約国及び要請を受ける締約国は、要請を実施するために特別な費用が必要となる場合には、当該要請を実施するための条件について決定するため、相互に協議を行う。

7ａ　要請を行う締約国及び要請を受ける締約国が相互に合意する場合には、この条の規定は、音声会議の実施のために適用することができる。

ｂ　ビデオ会議のための技術は、1に規定する目的又は聴取以外の目的又は聴取（人又は物を特定するためのものを含む。）のために使用することができる。

8　要請を受ける締約国は、被疑者又は被告人の聴取を認めることを選択する場合には、当該被疑者若しくは被告人からの証言若しくは供述の取得又は当該被疑者若しくは被告人に対する通知の提供若しくは手続上の措置の適用に関し、特定の条件及び保障措置を求めることができる。

第十二条　共同捜査チーム及び共同捜査

1　二以上の締約国の権限のある当局は、協調を強化することが特に有益であると認める場合には、相互の合意により、捜査又は刑事訴訟を促進するため、これらの締約国の領域内で共同捜査チームを設置し、及び運営することができる。権限のある当局は、関係締約国がそれぞれ決定する。

2　共同捜査チームの運営を規律する手続及び条件（具体的な目的、構成、任務、期間及び延長期間、場所、組織、情報又は証拠の収集、伝達及び使用の条件、秘密性の条件、一の締約国から共同捜査チームに参加する当局が他の締約国の領域内で行われる捜査活動に関与する条件等）は、権限のある当局の間で合意するところによる。